

【那覇市総合事業】訪問型・通所型サービスの報酬改定について

那覇市チャージんじゅう課
総合事業グループ

1. 国の介護報酬改定の内容を踏まえ、那覇市総合事業の訪問型サービスA及び通所型サービスAの報酬について、令和3年4月1日より一部改定します。具体的な内容については、別紙の「訪問型サービスAの合成単位について」及び「通所型サービスAの合成単位について」をご確認ください。
2. 「国が定める単価」を勘案して、市町村が定めることされている単価は、「国が定める単価」と同額としていますので、訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）及び通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）に関しては、別紙「官報（号外第56号）厚生労働省告示第72号」をご確認ください。

※基本報酬は、これまでどおり、月あたりの包括単位となります。

※両サービスについて、令和3年9月30日まで千分の千一に相当する単位数を算定して請求を行ってください。